

平成 25 年 5 月 13 日決定
令和 4 年 5 月 1 日改正

委託契約における労働環境確認の実施について

立川市（以下「市」という。）が発注する業務委託契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達を推進を図るため、当該業務に従事する従業員の賃金や労働条件等が労働関係法令に照らして適正であるかどうかをチェックする労働環境の確認を実施する。

1 対象

条件付き一般競争入札または年度開始前準備行為に係る電子による条件付き一般競争入札に準ずる競争見積合せにより実施する委託案件のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 低入札価格調査の対象となったもの
- (2) 変動型最低制限価格を設定した案件のうち、有効入札参加者数が5未満であり、かつ、その落札率が50%未満であったもの
- (3) 上記以外で財務部長が必要と認めたもの

※平成 25 年 6 月 1 日以降に告示又は公示した案件から適用する。

2 労働環境の確認基準

労働環境の確認は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を基準とする。

3 実施方法

労働環境の確認は、開札後、事後審査時に対象案件の最低価格入札者（以下「対象業者」という。）に対して労働環境チェックシートの提出を求めることにより実施する。（低入札価格調査関係書類等と同時に F A X により提出を受け内容を確認する。チェックシートの現物については改めて提出させる。）

4 確認及び対応

(1) 全て「はい」にチェックがついている場合 低入札価格調査や事後審査等で問題がなければ落札者に決定し契約する。

(2) 「いいえ」にチェックがついた項目がある場合 該当項目の具体的な状況等について対象業者に聞き取り等で確認するとともに次により対応する。

ア 「いいえ」にチェックがついた項目に関しては、現状法令に違反している状態にある。法令遵守は競争入札参加事業者倫理綱領の求めるところであるとともに、公共事業の発注者として法令違反を犯している者との契約はコンプライアンス上問

題があることから、対象業者に対し改善を指示し、市が指定する日（原則として、市が改善を指示した日の翌々日）までに書面（別記様式）により改善報告を求める。改善、または改善に一定の期間が必要な項目については改善の方向性（改善予定）が確認できた場合には、契約を締結できるものとする。なお、改善に一定の期間が必要な場合の期限は、原則として当該業務委託の完了日までとする。

改善の方向性を確認した項目については、改善完了予定日以降、報告どおりに改善されているか内容を確認する。予定どおり改善されていない、あるいは虚偽の報告をしたことが判明した場合には、必要に応じて競争入札参加停止等の措置や法令違反の事実について関係機関への通報等を行う。

イ 対象業者が状況の説明を拒む等市側の確認作業に非協力的な場合や改善に応じない場合は契約しない（競争入札参加者心得及び競争入札参加事業者倫理綱領においても法令遵守は事業者当然求められているところであるとともに、公共事業の発注者として適切な相手と契約することは市の責務である）。必要に応じて競争入札参加停止等の措置や関係機関への通報等を行う。

(3) 対象業者を落札者とししない場合の取扱いは、立川市条件付き一般競争入札実施要綱第12第2項または立川市年度開始前準備行為に係る電子による条件付き一般競争入札に準ずる競争見積合せ実施基準第14第2項の規定を準用する（第3位の者までを落札予定者とするができる）。

以 上